

新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行下で、妊産婦は日常生活等が制限され、自身のみならず胎児・新生児・乳児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状態にある。

とりわけ、感染が確認された妊産婦は、分娩が帝王切開になったり、出産後も一定期間の母子分離を強いられることがあるなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。

また、予定していた里帰り出産が困難となり家族等による支援を受けられず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊産婦も存在する。

このため、不安を抱える妊産婦が、安心して出産し、産褥期を過ごし、育児を行うことが出来るように新型コロナウイルス感染症流行下の妊産婦への寄り添った支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

滋賀県

3 事業内容

(1) 新型コロナウイルス感染症妊産婦ケア検討会

①関係者間での検討会の実施

②集合またはオンラインによる関係者の研修会の実施

(2) ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業

①新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦に対して、本人の希望を踏まえ、助産師、保健師等による訪問や電話相談などの継続的な寄り添い型のケア支援の実施

②陽性が判明した妊産婦への説明、退院時に寄り添い型ケア支援を希望する妊産婦の情報提供

(3) 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査助成事業

不安を抱える分娩前の妊婦が、かかりつけ産婦人科医から説明を受けた上で、本人が希望して受けた新型コロナウイルス検査費用の補助

(1)～(3)の事業実施に関して必要な事項は事業ごとに別に定める。

4 実施機関

本事業における3-(2)の事業は、知事が別に定める機関に委託して行う。

5 関係機関との連携および周知

事業の実施にあたり、県医師会、県産科婦人科医会、新型コロナウイルス検査実施機関、県助産師会、市町、保健所等の関係機関に当事業の主旨を周

知し、十分連携を図るものとする。また、対象者への適切な広報活動に努めるものとする。

6 個人情報の保護

本事業の実施にあたり、関係機関は個人情報の取り扱いに十分留意し、プライバシーを保護し、身体的、精神的、社会的側面を十分考慮した対応を図るものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査助成事業は令和2年4月1日以後に実施したウイルス検査実施分から適応する。